

有効期間満了日 平成37年3月31日

熊研第31号

平成31年4月4日

DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）

DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について」（平成22年10月28日付け熊鑑第270号ほか。以下旧通達という。）に基づき統一的に運用してきたところであるが、この度、警察庁から別添「DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙鑑発第24号ほか。）が発出されたことに伴い、同通達に基づき運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。